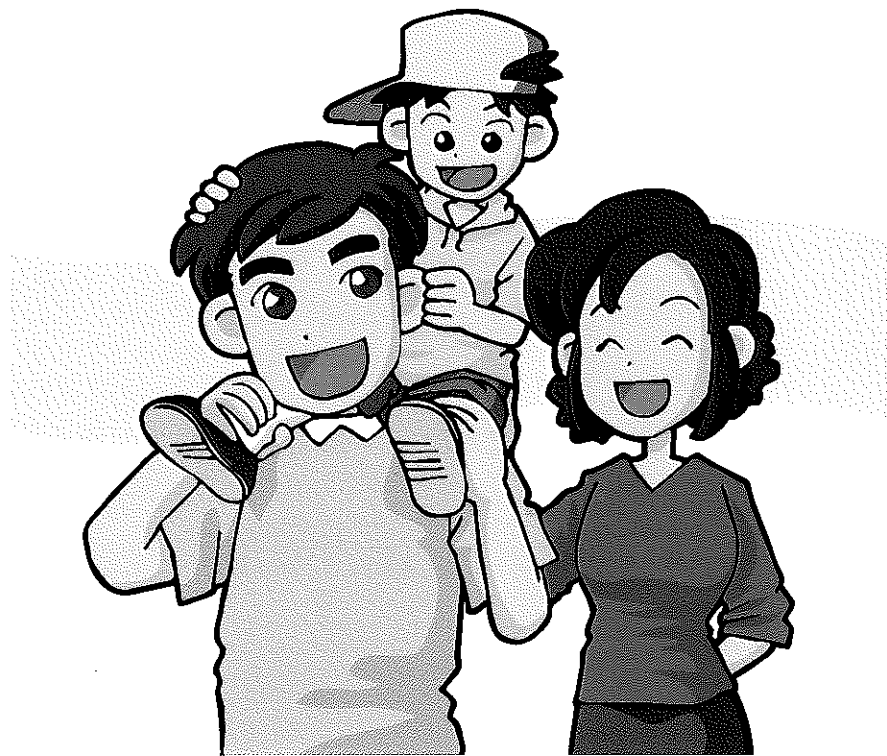


宮城県里親連合会のしおり

～愛情と正しい理解をもって児童の健全な育成に努めます～



宮城県里親連合会

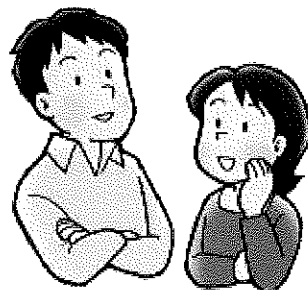


里親会とは…?

都道府県・指定都市には里親を会員とする「里親会」が結成されています。

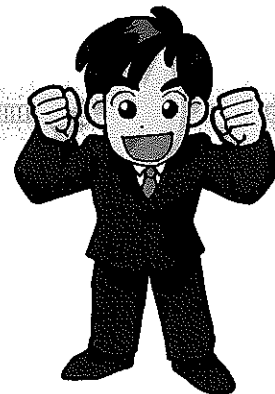
宮城県には県全体の組織として「宮城県里親連合会」があり、それを構成する「里親会」が県内4地区にあります。

また、全国的な組織として「財団法人全国里親会」があります。



里親会ではどんなことを やっているの？

児童の養育に必要な知識と技術向上に努め、会員同士の親睦ならびに研鑽を図り、里親制度の普及・発展に寄与することを目的に活動しています。



- ◎未委託里親の委託促進と新規里親の開拓
- ◎児童相談所などの各関係機関との連携強化

★各種研修会への参加

- ・ 総会時の里親研修会。
- ・ 全国里親会、東北地方里親会が主催する研修会への参加による情報収集。

★里親・里子同士の相談

- ・ 会員同士の意見交換・情報交換を通しての交流や仲間作り

★里親・里子の交流会

- ・ 地区里親会の交流ならびに自主研修会、乳児院・児童養護施設等の施設訪問、各種イベントを通じての会員同士の情報交換や懇談会。

★機関紙の発行

★保険の加入

- ・ 万が一に備え、里親賠償責任保険に加入



里親連合会は、県内4地区里親会で構成されています。

◎仙南地区里親会

代表者 卜蔵 康行
TEL 0224-34-4705
FAX 0223-34-4705

◎塩釜中央里親会

代表者 大枝 邦良
TEL 022-368-4927

◎宮城県里親連合会事務局

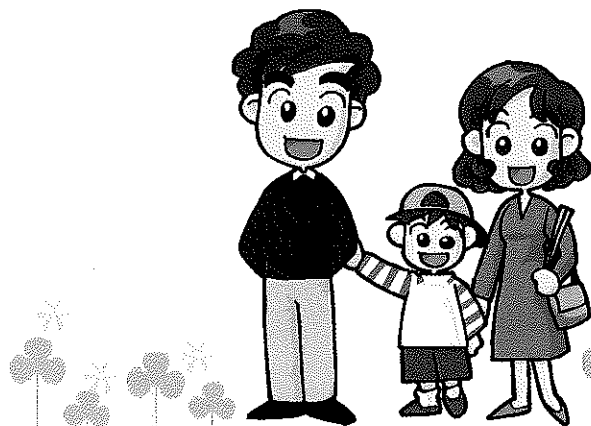
〒980-0005 仙台市青葉区上杉1-2-3
TEL 022-263-4144
FAX 022-266-3953

◎東部地区里親会

代表者 佐藤 美智子
TEL 0220-42-3513
FAX 0220-42-3513

◎北部地区里親会

代表者 武田 和浩
事務局 栗原市社会福祉協議会
TEL 0228-23-8070
FAX 0228-22-6012

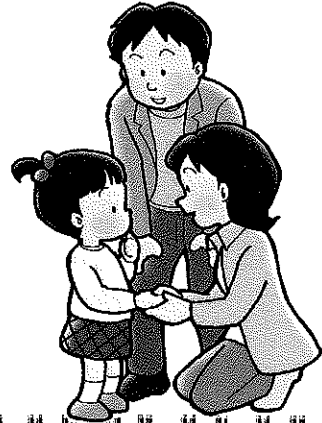


このしおりは宮城県共同募金会の配分金によって印刷されております。

里親制度にご理解を！

●里親ってなあに？

子どもは、あたたかい家庭で愛され、大切に育てられることによって、健やかに成長していきます。しかし、親の病気や離婚などさまざまな事情により、家庭的なぬくもりを求めている子どももいます。そのような子どもを自分の家庭に迎え入れ、親身になって愛情と誠意をもって養育してくださる方を「里親」といいます。



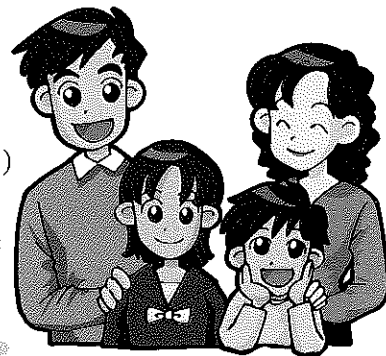
●里親になりませんか？

～ 里親になるまでの流れ ～

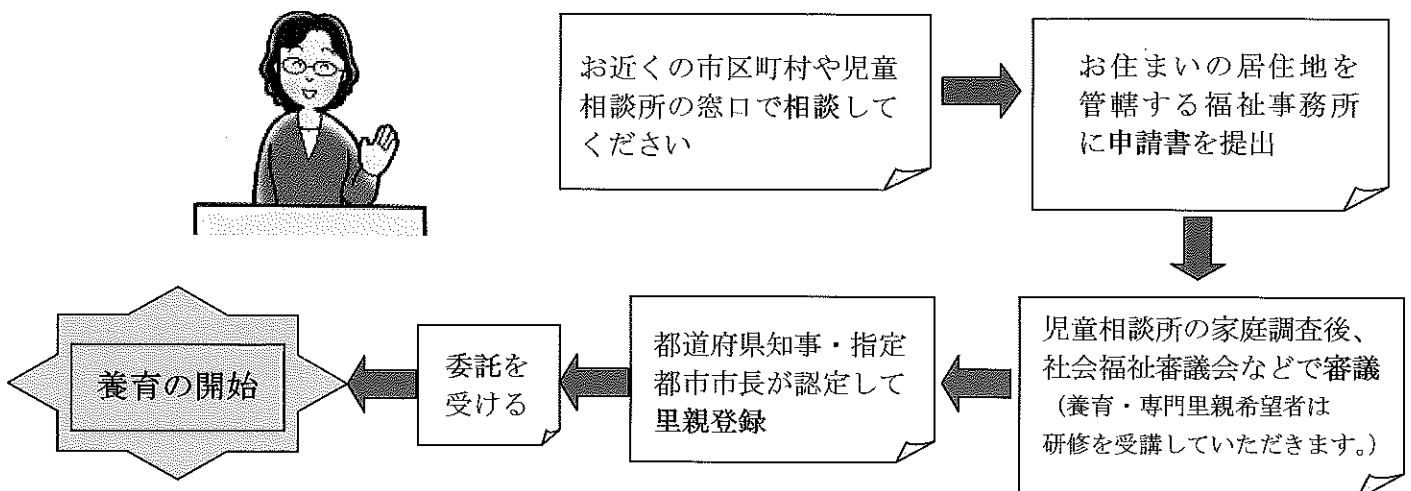
子どもができるだけ地域の中で家庭的な生活が送れるよう、里親家庭を求めています。里親になるには、子どもが好きで健全な明るい家庭であれば、どなたでも申し込むことができます。養育を委託する期間は、短期間から数年間となっています。里親になりたいと希望される方は、家族全員で話し合いの上、お近くの児童相談所に相談してください。里親について詳しい説明をしてもらえます。

★里親になったら

子どもの養育費として、
里親手当（親族・養子縁組里親は除く）
生活費、
学校教育費、
医療費など
が公費で支給されます。
また、扶養控除も受けられます。



里親になるための手続き



里親にはどんな種類があるのですか？



《養育里親》

何らかの事情により、保護者のいない、または保護者に監護させることが適当でない子どもを養育する里親です。

《専門里親》

虐待を受けた子どもや、非行などの問題を有する子どもを養育する里親です。

《親族里親》

三親等内の親族が、親が養育できなくなったときに、その特定の子どもだけを養育する里親です。

《養子縁組里親》

養護に欠ける子どもを養子縁組を前提として、養育する里親です。

里親の養育Q&A

Q1：里親として養育する際の心構えや決まり事がありますか？

A：養育には子どもの自主性を活かして、生活習慣や家族・地域社会との関わりなどを身につけさせ、自立を支援することが大切です。また、里親には、監護、教育、懲戒に関して権限がありますが、当然濫用は禁じられていますし、子どもやその家族などの秘密の漏洩は禁止されています。

Q2：私にできるのでしょうか？

A：できます。あなたはこれまでたくさんの人に支えられて生きてきたはずで、そのことを思い出しながら、ひとつひとつ子どもたちに返していけばいいのです。里親同士の懇談会や研修会に積極的に参加して里親仲間を増やし、経験豊かな里親から話を聞きましょう。また、里親が病気になったり、養育上困った時は、地域の里親会や児童相談所が支援します。

Q3：どのような子が委託されるのか不安です。

A：そうですね、不安な気持ちになるのは当然だと思います。しかし、児童相談所は子どもにとって一番ふさわしい里親に委託しようと考えています。子どもは誰でも「お母さん」「お父さん」と呼べる存在を欲しています。あなたが、そうかも知れませんよ！



くわしくはお近くの児童相談所にお問い合わせください。



●宮城県中央児童相談所

〒980-0014 仙台市青葉区本町1-4-3 9
TEL：022-224-1532 FAX：022-224-1539

●宮城県北部児童相談所

〒989-6161 大崎市古川駅前南二丁目4-3
TEL：0229-22-0030 FAX：0229-22-0029

●宮城県東部児童相談所

〒986-0812 石巻市東中里一丁目4-3 2
TEL：0225-95-1121 FAX：0225-23-3473

●宮城県東部児童相談所 気仙沼支所

〒988-0066 気仙沼市東新城3丁目3-3
TEL：0226-21-1020 FAX：0226-21-1075

●宮城県保健福祉部子育て支援課 TEL 022-211-2633 FAX 022-211-2591